

第2章

計画の基本理念

第2章

計画の基本理念

1 計画策定の趣旨

人権とは、「日本国憲法」をはじめ「世界人権宣言」等で示されているように、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことができないものです。

八幡市においては、今日まで、「日本国憲法」や「教育基本法」の精神に基づく民主的で文化的な市政の発展と、「八幡市総合計画」における「人が輝く地域づくり」を実現するため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取組を積極的に推進してきました。

その結果、人権教育・啓発の取組が市民に浸透してきたことがうかがえますが、人権に関する現状を見ると、児童虐待、

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）同和地区出身者や障害のある人、外国人等への差別、インターネットによる差別的情報の流布など、市民生活にかかわるさまざまな場面で、依然として、人権に関する深刻な問題が数多く発生しており、今後も人権教育・啓発のより一層積極的な取組が求められています。

一方、「人権教育・啓発推進法」は、その第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定しています。

こうしたことを踏まえ、「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」の計画期間が満了した2005年（平成17年）以降においても「八幡市行動計画」を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ計画的に進め

八幡市総合計画

総合計画は、将来における望ましい都市像とその実現のための方向や施策を示すもの。これからの八幡市のまちづくりの基本指針。1977年11月に市制移行し、1978年に初めての総合計画となる「第一次八幡市基本構想」を、1987年に「第二次基本構想」を、1996年には第三次総合計画（2006年度までの10年間）を策定した。現在、第四次総合計画（2007年度から2016年度までの10年間）策定に向け、取り組んでいる。

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) 「D」

夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間において、男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力。威嚇や心理的苦痛を与えることで女性の言動や思考を萎縮させ、女性の身体の安全や尊厳を脅かす行為も含まれる。

人権教育のための国連10年八幡市行動計画

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、2000年10月に八幡市が策定。この計画に基づき、市長を本部長とする八幡市人権教育のための国連10年推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、さまざまな施策に積極的に取り組んできた。

ることが必要であり、その基本的指針としてこの計画を策定するものです。

2 計画の目標及び性格

(1) 計画の目標

この計画は「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」を継承・発展させ、八幡市総合計画に掲げた「人が輝く地域づくり」を実現するため、あらゆる人権問題の解決に向けて、啓発活動を通じて人権意識の高揚を図るとともに、人権に対する理解と態度を育む教育の実現へ向けて、日々の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の構築をめざした取組を進めていきます。

(2) 計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、八幡市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性と計画の推進を示したものです。

3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るため実施してきた八幡市における同和教育や啓発活動の成果も踏まえ、次の点に留意して進めます。

共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人が、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現をめざす取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権を捉えることができるよう取組を推進します。

一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。

このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかげがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第3条）には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、（中略）を旨として行わなければならない。」と述べられています。

このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。市民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体を判断の基準にする生活意識などの身近な問題についても、人権尊重の視点から捉え直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や知識を身に付けることができるよう取組を推進します。

4 計画の推進

(1) 計画の期間

この計画達成の目標年次は、2015年(平成27年)とします。ただし、社会状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直すものとします。なお、この期間満了後においても、その成果を踏まえ、市民とともに取組を継承します。

(2) 推進体制等

「八幡市人権のまちづくり推進本部」を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会を捉え、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年、定期的に推進本部が点検し、その結果を施策の推進に反映させるとともに、人権擁護推進審議会の答申や国・府の取組状況を見極め、必要に応じて計画の見直しを行います。また、この計画の推進にあたっては、関係市町村、公的団体、企業、NPO等民間団体などの取組や意見などに配慮します。

広域的な啓発推進の見地から、京都府や近隣市町村と連

NPO

非営利団体

(Non Profit Organization)のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法(NPO法)が1998年12月1日に施行された。

携を図り 人権強調月間（8月）や 人権週間（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

また、公的団体にとどまらず、企業、NPO、民間団体等におけるそれぞれの立場や実情などに応じた自主的、積極的な取組に期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築をめざします。

この計画の趣旨を踏まえ、八幡市の諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

1948年 第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。